

論 説

近親婚的内縁配偶者と遺族年金

—最高裁平成19年判決の射程距離をめぐって—

棚 村 政 行

- 1 はじめに
- 2 平成19年判決の事実関係と判決要旨
- 3 先例・判例の動向
- 4 学説の動向と現状
- 5 平成19年判決の射程範囲
- 6 法律婚主義と事実婚主義の関係
- 7 民法と社会保障法との関係
- 8 本件での原告の遺族年金受給資格の有無
- 9 おわりに

1 はじめに

平成19年3月8日に最高裁判所第一小法廷は、42年以上にわたり近親婚的な内縁関係にあった叔父の死亡後、事実上の妻である姪からなされた遺族厚生年金受給権につき、社会保険庁による不支給処分⁽¹⁾の取消を命じ、内縁配偶者たる姪に対して遺族厚生年金の受給資格を肯定するにいたった。この平成19年最高裁判決（以下「平成19年判決」という。）は、近親婚的内縁配偶者に対してはじめて最高裁判所が遺族厚生年金の受給資格を認めた

(1) 最一小平成19.3.8民集61巻2号518頁。

もので、メディアでも報道されるなどして社会的にも注目を浴びた。⁽²⁾

しかしながら、平成19年判決の位置づけやその理解、射程範囲をめぐっては若干の争いもあり、具体的にどのような事情を備えた場合には、厚生年金保険法3条2項にいう配偶者（「婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」）の概念に含めてよいのかという大きな問題がある。まさに、ここで取り上げる事件での原告Xは、亡くなった内縁の夫Aとは異父叔父と姪の関係にあったが、同様にAの前婚の2人の子を養育をしている間に、祖母や親戚の強い勧めもあって結婚に踏み切り、以後亡Aが死亡する平成18年9月まで38年間にわたって事実上の夫婦として同居してきたものであった。

しかるに、本件ケースのもとで、平成19年10月31日、社会保険審査会は、本件内縁関係は、戦後20年以上経た時期に、兵庫県の都市部を結婚生活の本拠とし、その形成の主たる原因も叔父の遺児の養育の必要性によるもので、平成19年3月8日の最高裁判決とは時代的背景や地域的特性を異にするものであって、本件被保険者である叔父Aと内縁関係にあった姪Xは、遺族厚生年金を受給できる配偶者に該当する特段の事情があると認められないと不支給を支持する裁決を出していた。⁽³⁾

そこで、本稿では、まず第1に、平成19年判決の事実関係、判決要旨、その射程距離や趣旨について明らかにしたうえで、これまでの判例・学説の展開や現状を仔細に検討し、最後に、本件ケースの事実関係に平成19年判決の提示する判断基準を当てはめることにより、原告であるXが遺族厚生年金を受給資格を有し、その主張がいかに正当なものであるか論証することにし、併せて、平成19年判決の射程距離について具体的に明らかに

(2) 2008年3月9日付朝日新聞37頁（2社会面）。

(3) 東京地判平成20.12.10判例集未搭載（平成19年（行ウ）第748号遺族厚生年金不支給処分取消請求事件）で、原告代理人の新井章弁護士より、本人のご了解を得て訴訟資料及び判決の写しをいただいたものである。この場をお借りして厚く御礼を申し上げる。

したいと思う。

2 平成19年判決の事実関係と判決要旨

X女（原告・被控訴人・上告人）は、A男とは叔父姪の関係にあった。AはB女と婚姻しC女をもうけたが、Cの出産前後から統合失調症に罹患し、Cの面倒を見れずに実家に帰ってしまった。そこで、両親と同居して農業も継いでいたAは、Bと協議離婚をすることで話し合いを行い、その間に父の提案により、Cの面倒を見て一番なついていたXとの結婚を決意し、昭和33年12月末ころからXと夫婦としての共同生活を開始した。AとBとの協議離婚は昭和35年4月に成立した。AとXとの結婚は親戚からも祝福され、町長の結婚の証明書が出されたり、Aを世帯主とする健康保険証に氏名を記載され、源泉徴収票でも配偶者控除の対象とされていた。AとXとは、Aが平成12年に死亡するまで、約42年間にわたり夫婦としての共同生活が営まれ、両者の間には、昭和35年D男、昭和37年にE女が生まれ、AはDEを認知している。そこで、Xは、Aの死亡後の平成13年に遺族厚生年金を申し立てたところ、不支給処分を受けたため、社会保険庁（被告・控訴人・被上告人）を相手として不支給処分を取り消すよう求める行政訴訟を提起した。

第一審の東京地裁は、Xの請求を認容した⁽⁴⁾。これに対して第二審の東京高裁は一審判決を取り消したので、Xから上告がなされた⁽⁵⁾。

最高裁判所第1小法廷は、以下のように判示して、原判決を破棄自判し、Xの主張を認めた。すなわち、「遺族厚生年金の支給を受けることができる地位を内縁の配偶者にも認めることとしたのは、労働者の死亡について保険給付を行い、その遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的にかんがみ、遺族厚生年金の受給権者である配偶者について、必ず

(4) 東京地判平成16. 6. 22判時1864号92頁。

(5) 東京高判平成17. 5. 31判時1912号3頁。

しも民法上の配偶者の概念と同一のものとしなければならないものではなく、被保険者との関係において、お互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者にこれを支給することが、遺族厚生年金の社会保障的な性格や法の上記目的にも適合すると考えられたことによるものと解される。他方、厚生年金保険制度が政府の管掌する公的年金制度であり(法1条、2条)、被保険者及び事業主の意思にかかわらず強制的に徴収される保険料に国庫負担を加えた財源によって賄われていること(法81条、82条)を考慮すると、民法の定める婚姻法秩序に反するような内縁関係にある者まで、一般的に遺族厚生年金の支給を受けることができる配偶者に当たると解することはできない。」

「三親等の傍系血族間の内縁関係については、それが形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受け止め方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性等に照らし、反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められる場合には、上記近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するというほうの目的を優先させるべき特段の事情があるものというべきである。したがって、このような事情が認められる場合、その内縁関係が民法により禁止される近親者間におけるものであるという一事をもって遺族厚生年金の受給権を否定することは許されず、上記内縁関係の当事者は法3条2項にいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者』に該当すると解するのが相当である。」(多数意見)

なお、反対意見は、「民法734条1項は、三親等の傍系血族間の婚姻についてはなんらの留保も置かず禁止しているのであり、各婚姻関係において、反倫理性、反公益性の大小を論ずることには躊躇せざるを得ない」「遺族の範囲については、原則として親族に関する民法の規定を前提にしつつ、立法政策として民法の秩序によらず給付等を行う場合は明文の規定を定め、厚生年金保険制度上の国民の権利及び義務を明らかにしているも

のと解される」と説示し、遺族厚生年金の支給を受けられる「配偶者」に当たらないとした原判決を支持した。

3 先例・判例の動向

厚生年金保険法では事実婚配偶者に遺族厚生年金の受給資格を認めているが（同法3条2項、59条1項）、行政解釈の事実婚の認定に関しては、民法734条、735条、736条の規定に違反する反倫理的な内縁関係を除くとする⁽⁶⁾。また、国家公務員共済組合法2条1項2号の事実婚配偶者の意義についても、共済給付は一種の公的給付であるから、これを受けるにふさわしい者でなければならず、民法734条、735条、736条に違反する内縁関係は反倫理的で受給資格がないとされてきた⁽⁷⁾。

また、約1年半の婚姻生活後に亡夫の先妻の子A（一親等の直系姻族）と夫死亡後7年経って夫婦として同居しAが死亡するまでの23年間にわたり内縁関係にあった女性から遺族厚生年金の不支給処分の取り消しをめぐり争ったケースで、最高裁は「およそ将来においても法律上有効な婚姻関係に入り得る余地のない内縁関係を反倫理的でないとする⁽⁸⁾ことは」できないとした原判決を支持し、民法735条の規定に違反する内縁は、厚生年金保険法3条2項の「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」には当たらないと判示した⁽⁹⁾。さらにまた、本件原審である東京高裁は、3親等内の傍系血族間の内縁関係のような婚姻法秩序に反する内縁関係にある者は保護されず、遺族厚生年金という公的給付を受ける資格がないとこれを否定した⁽¹⁰⁾。

(6) 昭和55年5月16日庁保発15号・社団法人全国社会保険協会連合会編『厚生年金保険関係通達集』968頁（2001年）参照。

(7) 昭和38年9月28日法制意見・大蔵省主計局共済課監修『国家公務員等共済組合関係通達実例集』133頁以下（ぎょうせい、1966年）参照。

(8) 東京高判昭和59.7.15行集5巻7号956頁。

(9) 最一小判昭和60.2.14訴務月報31巻9号2204頁。

これに反して、本件一審の東京地裁は、遺族厚生年金の目的である遺族の生活保障と婚姻秩序の維持という民法の目的は異なっており、内縁関係の内容、経緯、態様、社会一般の通念や当該地域等における受け止め方などを総合的に考慮すべきだとして、本件姪に受給資格を認めている⁽¹¹⁾。なお、下級審裁判例では、戦傷病者戦没者遺族等援護法における受給資格喪失事由としての事実婚につき、近親婚禁止規定に触れるものでも、事実婚と認めてかまわないとするものがあつた⁽¹²⁾。

4 学説の動向と現状

学説では、婚姻の実質的成立要件に反する内縁は絶対的に無効とする絶対的效果説もかつては存在した⁽¹³⁾。しかしながら、内縁問題は婚姻要件を具備せず自生してしまった男女の結合をいかに保護・救済するかであり、個別具体的な配慮をして、重婚的内縁のみならず近親婚的内縁にも婚姻に準じた効果を認めることができるとする相対的效果説が説かれるようになった⁽¹⁴⁾。そして、現在では、反倫理的な内縁関係を維持存続するような効果については認められないものの、解消する方向での効果(不当破棄、事故の損害賠償等)や第三者との関係での効果(日常家事債務の連帯責任等)では、個別相対的に保護の要否を決めるべきだとする相対的效果説が通説となつて⁽¹⁵⁾いる。

(10) 東京高判平成17. 5. 31判時1912号3頁。

(11) 東京地判平成16. 6. 22判タ11162号140頁、判時1864号92頁。

(12) 東京地判昭和37. 11. 29判時323号4頁。

(13) 清水兼男「内縁の法律関係」法政研究5巻2号26頁(1935年)等。

(14) 我妻栄『親族法』200~2001頁(有斐閣、1961年)、中川良延「内縁の成立」『家族法体系II』303頁(有斐閣、1959年)等。

(15) 久貴忠彦『親族法』151~152頁(日本評論社、1984年)、二宮周平『民法総合判例研究事実婚』34頁(一粒社、2002年)、二宮周平『事実婚の判例総合解説』31頁(信山社、2006年)、内田貴『民法IV(補訂版)』145~146頁(東大出版会、2004年)等

平成19年判決に関しては、家族に関する規律に地域性を持ち込むべきではないし、近親婚であることを知りながら近親者間で子を生むことは、近親婚が禁忌とする実質を破る行為であること、社会保障制度は公平・簡易迅速な給付が要請されることなどから大いに疑問とする立場もある⁽¹⁶⁾。しかしながら、学説の多くは、本判決に比較的好意的な立場を採っているとい⁽¹⁷⁾ってよい。その論拠としては、遺族の生活の安定を目的とする遺族厚生年金の趣旨から、本件のような安定し継続的な夫婦の共同生活実体を備える者に近親婚の内縁であることの一事をもって受給権を否定することは許され⁽¹⁸⁾ないとか、また、法律婚が形骸化している重婚の内縁の配偶者には遺族厚生年金受給権を認め⁽¹⁹⁾ながら、当事者の意思でいかんともしがたい近親婚の内縁配偶者には、一切受給権を認めないとする⁽²⁰⁾ことは均衡を失していないか、民法は近親婚も取り消しうる婚姻として一定の配慮をしており⁽²¹⁾（744条、748条等）、近親婚の内縁も公序に反するとまではいえないことなどを挙げている。

5 平成19年判決の射程範囲

これまで、婚姻の実質的成立要件に違反する内縁の効力をめぐっては、一切の効力を認めないとする絶対的效果説と、関係の解消や第三者との問題については個別相対的に決するとする相対的效果説で対立があった。し

(16) 本山敦「近親婚の限界」月報司法書士423号32頁以下（2007年）。

(17) 清野正彦・本件解説・ジュリ1341号162頁（2007年）、片桐由喜・NBL856号7～8頁（2007年）、南方暁・速報判例解説133頁（2007年）、竹中康之・一審判批・判評554号165頁（2005年）、櫻井弘晃・研究ノート九州国際大13巻3号130頁以下（2007年）。

(18) 清野・前掲164頁、田中通裕・原審評釈・判タ1211号36頁（2006年）参照。

(19) 最判昭和58.4.14民集37巻3号270頁、最判平成17.4.21裁判集民事216号597頁。

(20) 南方・前掲133頁、村重慶一・二審判例解説・戸籍時報604号69頁（2006年）。

(21) 床谷文雄「民法判例レビュー99」判タ1256号23頁（2008年）。

かも、いわゆる「不適法内縁」と社会立法上の保護をめぐっては、これが争点となる裁判例も少なく、判例の動向も必ずしも明確ではなかった。このような中で、叔父と姪の間で42年間続いた近親婚的内縁について、事実上の夫である叔父死亡後に、遺族厚生年金の支給を求めた姪に対して、受給資格を肯定したものである。

平成19年判決は、民法734条1項の近親婚に該当する内縁に対して、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」(厚生年金法3条2項)に該当するとして、遺族厚生年金の受給資格を認めはじめの最高裁判決として大きな意義がある。しかしながら、同判決の射程距離をめぐっては争いもあり、どのような具体的事情が存在すれば、近親婚的内縁であっても、社会立法上「配偶者」として扱うことが許されるか、また、遺族年金以外の公的給付について、平成19年判決の説示するところは当てはまるのかどうかという問題も存在し、⁽²²⁾本件でまさにこの点が大きな争点になった。

ところで、平成19年判決の射程距離としては、3親等の傍系血族間の内縁において、きわめて例外的限定的な事情の下に遺族厚生年金の受給権を認めたもので、本件のような特殊な社会的時代的背景の下で形成されていない内縁については受給資格を認めない趣旨の限定的・消極的な立場もないわけでは⁽²³⁾ない。確かに、平成19年判決の多数意見の判示部分については、⁽²⁴⁾そのように読める箇所がないわけではない。

しかし、これに対しては、年金保護は遺族の生活保障を目的とするものであって、夫婦共同生活の実態と要保護性の有無で判断すれば足りるとする「要保護性説」も⁽²⁵⁾有力に主張されている。この立場は、内縁保護の根拠

(22) 衣笠葉子・本件二審判例紹介・民商135巻1号261～262頁参照。

(23) 清野・前掲164頁、塩崎勤・本件判例分析・民事法情報252号97頁(2007年)。

(24) 最高裁平成19年判決理由3の(3)(4)参照。

(25) 二宮周平・平成19年判決一審評釈・判タ1173号121頁、西田和弘・本平成19年判決判比・判例時報1987号177頁(判評588号15頁)(2007年)。

を端的に要保護者の補完と解する「私的保護法の理論」に依拠している⁽²⁶⁾。この立場では、近親婚的内縁であっても、事実上の夫婦共同生活が存在したことを確認し、内縁の夫死亡後、内縁の妻が要保護状態にあるかどうかを立証すればよいことになる。

また、同じ積極説に立ちながらも、遺族年金の公的性格や近親婚禁止の趣旨を考慮するにしても、3親等内の傍系血族間や直系姻族間の関係終了後の内縁関係など、内縁関係の動機・目的、形成された経緯、共同生活の期間、子の有無、周囲の受け止め方、地域性等を考慮してやむをえない特段の事情があれば民法の婚姻法秩序維持よりもむしろ遺族厚生年金法の趣旨を優先させ、例外的に受給資格を認めてよいとする「総合判断説」も⁽²⁷⁾ある。この立場は、私見であり、夫婦生活共同体の実体を重視しつつ、近親婚的内縁の反倫理性、違法性が低いと認められる場合には、社会保障的理念や目的に沿って受給資格を認めてよいと説く。

このような「総合判断説」に対して、要保護性説からは、個別の事情や地域性、反倫理性などは人によって評価が異なり、結論がまちまちにならないかという批判がなされている⁽²⁸⁾。また、相対的效果説では、婚姻障害事由の相対化と倫理性の程度という壁を乗り越える必要があり、反倫理性、反公益性という社会的評価をすることなく、事実上の夫婦共同生活の存在と相手方死亡後の生活困難（要保護性）で判断すべきではないかとも指摘される⁽²⁹⁾。

しかしながら、平成19年判決の多数意見が説くように、厚生年金保険法上の遺族年金の受給資格者としての「配偶者」概念は、私法の一般法としての民法とはその順位や範囲が異なり、その社会保障法的理念や趣旨にし

(26) 沼正也『墓場の親族法と揺りかごの財産法』121頁以下（三和書房、1972年）参照。

(27) 棚村政行「遺族厚生年金受給権と近親婚的内縁の効力」早稲田法学80巻4号43頁以下（2005年）。

(28) 二宮・判タ1173号121頁参照。

(29) 西田・前掲判比177頁参照。

たがって現実的に理解される必要がある。また、民法の婚姻秩序と社会保障法秩序との相互関係についてさらに明らかにしたうえで、両者の適切な役割分担と連携が図られなければならない。さらに、法律婚と事実婚の保護のあり方についても、両者の関係が決して排斥的なものでなく、相互に補完的なものであって、それぞれの独自性を考慮しながら、両者のバランスが考えられなければならない⁽³⁰⁾。そして、その際に、社会保障給付という公的給付を公平画一的に処理する基準として、客観的外形的な基準（長期間の夫婦的共同生活の有無、子どもの有無、地域社会での承認等）のほかに、当該関係の主観的事情や基準（近親婚の内縁に至った経緯、動機、目的、夫婦関係の安定性など）を総合的に評価して、受給資格を個別具体的に判断することが許されよう。その意味で、平成19年判決の射程範囲を、農村地帯であるとか、親族間の婚姻が多いとか、内縁の開始時期が昭和30年代であるとかという、特殊な時代的社会的な背景の下で形成された内縁のみに狭く限定的に解釈することは適当ではないし、許されるものではない⁽³¹⁾。平成19年判決判示部分（理由3の（3）（4））は、あくまでも、裁判所が個別的具体的な事案との関係で、妥当な結果を導きだすために言及されたもので、これを過度に一般化、普遍化すべきものではない。また、平成19年判決の事案での地域的特性や時代的社会的な背景は、単なる例示にすぎず、昭和30年代でなければならないとか、農村部や山間部でなければ妥当しないとか、共同生活の期間が42年以上で実子が存在しなければならないと認められないなどという細かい限定をつけたものではない。およそ、このような狭量な限定解釈は、平成19年判決の多数意見の狙ったものではないといえないというべきである。

(30) 棚村政行「厚生年金保険の被保険者である叔父と内縁関係にあった姪と遺族厚生年金を受給できる配偶者」私法判例リマークス2008（下）75頁（2008年）。

(31) 棚村政行・平成19年判決判例解説ジュリ1354号94頁（2008年）。

6 法律婚主義と事実婚主義の関係

ところで、日本は、法律婚主義を採り、国家の法定する要件を充足した者が国家の登録機関に所定の方式に沿った婚姻登録をすることで法律婚の成立を認めている。本人出頭主義、実質審理主義をとる欧米諸国とは異なり、日本の場合は、書面審理だけの届出婚主義である（民法739条）。旧法時に日本でも事実婚主義で法律婚主義を補完することが行われていた。現在は民法では、法婚主義の建前が採用されているものの、社会立法では、法律婚主義を補完し、その立法目的実現のために事実婚主義が補完的に採用されているとい⁽³²⁾ってよい。

法律婚は国家の資格チェックを済ませ、公的な登録がなされているため、その生活の実態や中身を問わずに、夫婦として承認され法的権利義務が包括的に一律に与えられる関係である。これに対して、事実婚はあくまでも自らの共同生活の実態と婚姻の意思を主張立証して、規範の保護目的や趣旨に沿った部分的段階的限定的保護しか受けられない。その点では、法律婚主義の建前を採っていても、事実婚保護を図ることは十分両立する。逆に、法律婚として届出がなされていても、婚姻としての実質を喪失し、戸籍に形骸をとどめるだけの存在になれば、場合により法律上の配偶者としての権利を失うこともある。法律婚は夫婦的結合であり法的権利を原則として無条件でみとめられる点で優遇され、婚姻法の中核的部分を構成しているといえる。このように観点からみても、本件のような安定的で長期の関係を継続してきた事実婚配偶者につき、遺族厚生年金の受給資格を肯定することは、何ら民法の採る法律婚主義や婚姻秩序に抵触するものではない⁽³³⁾。

(32) 棚村政行「法律上の配偶者と事実上の配偶者との異同」『解説関連で見る民法II』218頁参照（日本評論社、2007年）。厚生年金保険法3条2項、国民年金法5条8項、国家公務員共済組合法2条1項2号イ、国家公務員災害補償法16条1項等。

7 民法と社会保障法との関係

民法は「私法の一般法」として、自由で対等な力関係の私人相互の生活関係を規律している⁽³⁴⁾。これに反して、労働法や社会保障法等の社会法は、一方当事者が何らかの意味で対等性を欠く社会的経済的弱者の実質的保護を図ることを任務としており、民法の原理や既存の制度を修正するものである。民法の婚姻夫婦は、標準的モデルとしての典型的規範類型であり、私人の身分関係にかかわる私人相互の権利義務関係であるのに対して、厚生年金保険法は私人と国家・社会との特殊な社会保険関係を規律するものであって、両者の規範の目的や規制の対象とする社会関係は異なっている⁽³⁵⁾。

しかも、内縁や事実婚の問題を考えれば、民法の規範としてのあるべき姿の側面と、適用される生活事実としての民法の側面とは明確に区別されなければならない。実社会の中で民法を位置づける場合には、国家の作る制定法としての民法と人々が従う「生ける法」としての民法の間にギャップが生ずることは避けられない⁽³⁶⁾。民法と国民の意識や慣行との間にズレが生じている場合に、立法によって修正を加えるのが本来の形であろうが、なかなか法律の改正は容易なことではない。そこで、裁判官は、社会的弱者保護のために、制定法の解釈・適用という作業を通じて、具体的な妥当な結果を導き出すために、規範を実際の生活事実や社会関係に当てはめて問題解決を図ることになる。平成19年判決は、この点でも、民法と厚生年金保険法の遺族給付における「配偶者」概念のギャップを埋めて、規範と

(33) 棚村・前掲載論文57頁参照。

(34) 佐久間毅『民法の基礎1』3頁(有斐閣、2008年)、潮見佳男『民法総則講義』5頁(有斐閣、2005年)等参照。

(35) 堀勝洋『社会保障読本[第3版]』38頁以下(東洋経済、2004年)、菊池馨実『社会保障の法理念』2頁以下参照(有斐閣、2000年)参照。

(36) 大村敦志『基本民法I』6～7頁(有斐閣、2001年)参照。

生活事実の調和を社会保障的理念に立って図ったもので、大いに評価されなければならない。

8 本件での原告の遺族年金受給資格の有無

本件原告 X は、昭和14（1939）年12月、公務員をしていた父甲野太郎と母乙野花子の長女として生まれた。昭和19（1944）年11月に母花子が病気で死亡したため、母の死後、兄（当時6歳）、X（当時4歳）、弟（当時2歳）、二弟（当時0歳）は、能登半島西海岸沿いの石川県〇〇町で暮らしていた母方祖母丙野たか宅に一時預けられた。

昭和20（1945）年3月、父甲野太郎が丁山みきと同居し、同年4月正式に再婚するにいたった。父太郎とみきは、戦時下の大変な時期であったことから、Xの兄、二弟とみきの連れ子（当時2歳）の3名のみを養育することにし、弟は父太郎の兄宅に、また当時4歳のXは丙野次郎、祖母たかのもとでそれぞれ養育されることになり、昭和20年7月、Xは丙野次郎・たか夫妻の養子となった。そして、Xは、中学卒業後、縫製工場に勤め、働きながら洋裁の技術を独学で身につけ、20歳になった頃より、洋服店から仕立物の請負仕事を受けるようになり、経済的にも自立するようになった。

他方、Aは、昭和29（1954）年5月、Kと婚姻し、両名間に長男B（昭和34年生）と長女C（昭和38年生）が生まれ、4人で兵庫県〇〇市に在住していた。Aは〇〇商船に勤務する外国航路の船員であり、1年のうち10ヶ月は海外で過ごし、国内には2ヶ月くらいしかいないという勤務形態であった。

妻Kは、昭和41（1966）年5月頃から胃癌のため闘病生活を余儀なくされ、同年7月には病状が悪化し石川県〇〇町の病院に入院したため、2人の子どもはたかに預けられた。たかは当時69歳の高齢でかつ病弱であったため、たかと同居していたXが当時7歳のBと3歳のCの面倒をみ、次

第に A の 2 人の幼子も X に懐いて慕うようになった。A は同年 9 月からは下船し、妻 K につき献身的に看病をしたものの、看病の甲斐もなく同年 11 月 12 日、K は 34 歳の若さで亡くなった。

祖母たかや石川県〇〇町の親戚らは、外国航路での海上勤務のためほとんど留守がちの A に再婚相手を見つけることが困難であること、A の 2 人の子どもたちが X に強く懐いていること、A も X の働きに感謝しておりその優しい献身的な姿勢に信頼を寄せていたことなどから、X と A の結婚を強く勧め、亡くなった K の親からも「2 人の孫をお願いします」と頼まれたこともあって、X も A との結婚を決意するにいたった。そのようにして、A と X は、昭和 43 (1968) 年 3 月、親族から祝福されて結婚式を挙げ、東京への新婚旅行にも出かけた。その後戻ってきて、X、A、2 人の子は石川県〇〇町の実家で新しい生活をスタートしたが、同年 11 月、C が小学校に入学するのを機に、兵庫県〇〇市に移ることにした。

A は、外国航路の船員であったため、少なくとも 3～4 ヶ月、長ければ 6 ヶ月は家に帰ることができず、その間、X は女 1 人で家を守り、2 人の子どもたちを育て、寂しさをこらえ、事実上の妻として 2 人の子どもの母として A の留守宅を守ってきた。A は、昭和 57 (1982) 年に 55 歳で会社を定年退職し、その後は船員であった当時の退職老齢年金を毎月 18 万円受給していた。このようにして、X と A は、A が死亡する平成 18 年 9 月までの 38 年間、事実上の夫婦として、2 人の子どもたちを育てて一人前にし、A の収入に依存して生活を送り、X が家事育児を担当して、2 人は円満な家族共同生活を営んでいた。

X は、結婚式の直後から、A の勤務先の会社の健康保険証に配偶者として氏名が記載され、源泉徴収票でも配偶者として記載されていた。また、X は、住民票上も、続き柄は妻 (未届) と記載され、国民健康保険でも、A の次行に X の氏名が記載され、また、平成 17 年の A の所得税確定申告でも配偶者特別控除がなされていた。

X と A の家庭生活は、外国航路の船員としての勤務から一緒にいる時

間は限られていたものの、それ以外では順調かつ円満に営まれ、その真面目な生活態度や誠実さから、地元〇〇市の地域住民からも信頼を得ていた。とくに、Aは、定年退職後2年して厚生労働大臣や兵庫県から委嘱されて地域の民生委員、児童委員を務め、17年間も地域福祉や児童保護に顕著な功績があったと認められ、その後厚生大臣や県知事から表彰されるにいたっている。XとAの事実上の夫婦共同生活関係は、親戚や地域社会の人々からも暖かく迎えられ受け入れられていたことは明らかであって、周囲や親戚などの近い人々から反発や嫌悪感を抱かれることは全くといっていいほどなかった。むしろ、近親婚的内縁関係でも、周りから違和感や抵抗感を示されることなく、地域や親類知人からも積極的に支持され受け入れられていたものであった。

9 おわりに

以上のように、本件ケースは、最高裁平成19年判決と事実関係においてもきわめて強い類似性を示しており、事実関係を仔細に検討してみても、平成19年判決多数意見の示した保護基準を十分に満たし、受給権が肯定されるべきものであることは明らかであった。すなわち、本件ケースは、内縁関係が形成されるに至った経緯、周囲や地域社会の受けとめ方、共同生活期間の長短、子の有無、夫婦生活の安定性等に照らして、反倫理性、反公益性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低いと認められ、それゆえ、近親婚禁止の公益的要請よりも、遺族の生活の安定と福祉の向上という厚生年金保険法の目的を優先させる特段の事情があるといわざるをえないものであることは火を見るよりも明らかであった。

被告側は、準備書面において、農村などの地域特性、親族内結婚という慣行などの時代的社会的背景、42年間の共同生活期間（本件は38年）、実子の不存在（本件では継母として子どもを育てている）などを本件との相違点

としてあげ、平成19年判決の保護基準が及ばない事案であると主張していた。しかしながら、社会保険審査会の裁決書も、社会保険庁側の主張も、あまりにも平成19年判決多数意見の判決理由の趣旨を十分に理解することなく、瑣末で狭量な解釈論に終始していると言わざるをえないものであった。幸い、東京地方裁判所は、最高裁平成19年判決の基本的な原則に立って、本件での X の遺族厚生年金の受給資格を肯定した⁽³⁷⁾。

もう一度最後に繰り返すことになるが、本件 X と亡 A は、叔父と姪という民法734条に違反する近親婚的内縁関係であったものの、内縁関係形成の動機・目的は、亡 A の先妻 K が若くして死亡したために、X に懐く 2 人の幼い遺児を養育し、X としても幼くして実母を失った 2 人の子を不憫に思っていたところから、祖母たかや親族からの強い勧めにもしたがって A との内縁関係に入ったこと、2 人の出身地である石川県〇〇町では内婚的傾向が強く、また親戚からも亡 A の職場、地域社会である〇〇市でも 2 人の夫婦共同生活は好意的に迎えられ、周囲からも絶大の信頼を寄せられていたこと、X と亡 A の内縁関係は昭和43年から A が死亡する平成18年までのじつに38年間という長い期間を経過していること、亡 A が外国航路の船員であったために共同生活自体の期間は決して長いとはいえないが、夫婦としての愛情と信頼に包まれた安定的継続的生活関係が展開され、2 人の子どもたちも A と原告夫婦の家族の中で立派に成人してきたことなどから、X は、当然に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者として、亡 A の遺族厚生年金の受給権を有すべきものと言わなければならない。

本件一審判決が平成20年12月10日に東京地方裁判所で言渡され、ほぼ原告側の主張を容れて、本件 X は厚生年金保険法 3 条 2 項にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に該当し、法59条の定める「遺族厚生年金の遺族給付を受けることができる遺族」に該当すると説示して、亡 A

(37) 東京都方裁判所平成20.12.10遺族厚生年金不支給処分取消請求事件（平成19年（行ウ）第748号）判例集未搭載。

の遺族厚生年金受給権を否定した社会保険庁のなした不支給処分を取り消した。同判決は、本件事情にある X に、遺族給付を認めても、3 親等内の傍系血族間の内縁関係をいたずらに助長することにもならず、また、我が国における婚姻法秩序を殊更乱すことにもならないとしている。きわめて正当な判決と言わなければならない。